



子どもの権利条約ってなに？

子どもの権利条約は、「世界中の子どもたちが健やかに成長できるように」との願いをこめて、1989年11月20日に国際連合で作られ、日本は1994年4月22日に同意しました。

この条約では、子どもの権利は大きく「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つに分けられています。

子どもにとって大切な権利は、あなただけでなく、他の人みんなにもあります。ルールを守って、お互いの権利を大切にしましょう！

権利の4つの柱について、くわしく見てみよう！

**生きる
権利**

命を大切にされ、みんなに愛されながらすこやかに生きることができます。

育つ権利

教育を受け、自分の意見を持ち、ときには休んだり遊んだりして自分らしく育つことができます。

**守られる
権利**

個性が認められ、自分の考えを表すことができます。
暴力やいじめなどから守られます。

**参加する
権利**

自分の意見を自由に表現したり、そのために必要な情報を教えてもらい、社会に参加することができます。

みんなに知ってもらいたい 子どもの権利のこと

青森市こども委員会
からの声

障害を持つ人の差別があると思う。
「子どもの権利」のことをもっとみんなに知ってもらって障害のある人もそうでない人もみんな同じだということを知ってほしい。

せっかくいい意見を持っているのに、「他の人に何と言われるだろうか」と不安に思い、積極的に発言できない人に、この条約を知ってほしい。

メールでは自分の意見を言えるけど、面と向かって自分の意見を言えない人が増えてると思う。「子どもの権利」を知って、メールに頼らず自分の意見を言えるようになってほしい。そうすることで、人との関わり合いがどんどんつながっていくと思う。

このリーフレットの作成にあたって、青森市こども委員会が協力してくれました。
こども委員会は、「子どもの権利条約」をたくさんの子どもや大人に知ってもらいたいと考え、「子どもの権利条約」の中から、大切に思う条文を選んでくれました。

青森市こども委員会とは…
小学5年生から高校3年生までの子ども25名で構成され、「子どもの権利条約」について学習しながら、「子どもの権利条約」の理念を普及する活動を行っています。

お問い合わせ先

青森市健康福祉部 子どもしあわせ課 子ども未来チーム
TEL:017-734-5348 FAX:017-722-5678
E-mail:kodomo-shiawase@city.aomori.aomori.jp

考えてみよう! ...

子どもの権利条約



青森市